

〔平成28年3月22日  
まち・ひと・しごと創生本部決定〕

## 政府関係機関移転基本方針

まち・ひと・しごと創生本部においては、「まち・ひと・しごと創生総合戦略（平成26年12月27日閣議決定）」に基づき、東京一極集中を是正する観点から、政府関係機関の地方への移転について検討を行ってきた。

今回の取組は、道府県等からの提案を踏まえ検討を行うものであり、これまで平成27年12月18日に「政府関係機関の地方移転に係る対応方針」（以下、「移転対応方針」という。）を取りまとめ、その後、「移転対応方針」及び「まち・ひと・しごと創生総合戦略（2015改訂版）（平成27年12月24日閣議決定）」に基づき検討を重ねてきた。

検討に当たっては、その機関が地方に移転することによって、①地方創生の視点から、地域の「しごと」と「ひと」の好循環につながるか、②当該機関のミッションを踏まえ、全国を対象とした国の機関としての機能の維持・向上が期待できるか、③「なぜ、そこか」について移転先以外を含めた理解が得られるか、④地元の自治体・民間等の協力・受入体制はどうか、といった点について、国の新たな財政負担は極力抑制し、組織・人員の拡充方向が出されているもの以外は肥大化を抑制することを前提に、有識者の意見も聞きながら、できるだけ道府県等の立場に立って検討を行い、以下の方針を取りまとめた。

### I. 研究機関・研修機関等の地方移転について

#### 1. 基本方針

研究機関・研修機関等の地方移転については、「移転対応方針」において示された以下の考え方にに基づき、同日に有識者から示された「政府関係機関の地方移転について―対応方針取りまとめに当たって―」を踏まえつつ、関係者間（提案道府県、関係市町村、地元大学・研究機関等と、関係府省庁、対象機関等）で更なる検討を進めた結果、別紙1のとおり成案を得た。

#### （1）研究機関

それぞれの機関のミッションを踏まえ、地域イノベーション創出の可能性や研究成果の地域産業への波及が期待できるかとの観点から、国の機関としての機能を維持・向上することができるかという点を勘案しつつ検討を行った。

具体的には、「移転対応方針」に基づき、①研究機関や研究者の能力や民間の技術力の現状・今後の見通し、②移転先における産学連携体制、研究施設の整備状況、地元自治体の支援体制等を踏まえて、その地に移転することにより、

地域の公設試験研究機関、大学、民間との連携による地域イノベーションの創出が期待できるかの観点を基本としつつ、その地域のみならず国全体として研究能力の確保・向上が見込めるもの（研究分野・内容等を個々具体的に検討）については、移転に伴う懸念事項（研究集積のメリットの喪失、現在の研究連携の喪失、優秀な研究者の流出、コストの増大等（特につくばの研究機関においては、この観点を重視））に留意しながら、機能の移転の様々な方法についても検討した。

## （２）研修機関等

それぞれの研修等の目的・対象ごとに、研修の効果及び効率性を損なわないことができるかとの観点を基本としつつ、研修をその地で行うことによる研修への付加価値等を勘案して検討した。

具体的には、主に中央省庁の職員を対象として当該省庁職員が講師となることが多い研修等については、当該省庁の近隣以外の立地で効果・効率の確保・向上は期待しにくい一方、研修等の対象者として、全国から受講生を集めるものについては、受講者の利便性が著しく損なわれないこと、研修効果を維持できるだけの講師が確保できること（講師の利便性が著しく損なわれないこと）の観点を基本とし、その地域ならではの研修内容（全国的にみて優れた取組として認知され、かつ全国に汎用性のあるもの）を勘案して検討した。

また、研究機器や特殊な施設を必要とする研修等については、地域において研修等に必要な施設の用意があるものについて移転の具体化を検討した。

なお、全部移転が適当でない場合においても、自治体・民間等の協力・受入体制の用意等により国費の増嵩を抑制しつつ、その地域ならではの価値の高い研修内容の説明が可能なものは、地方での研修等の一部実施の具体化について検討した。

## 2. 今後の進め方

### （１）地方創生推進交付金等の活用

研究機関については、今回の取組により創設される地方拠点を核とした地域イノベーション創出や研究成果の地域産業等への波及効果が得られることが、また、研修機関等についてはその地域ならではの研修等を地域で行うことで地方創生につながるということが重要である。

このため、平成 28 年度からの導入が予定されている「地方創生推進交付金」（地方公共団体の自主的・主体的な取組で、先導的なものを支援するため、官民協働、地域間連携、政策間連携等による地域イノベーションや地方創生推進人材育成等の取組を推進することを目的としている）等の運用に当たっては、今般の研究機関・研修機関等の地方移転の取組を、地域イノベーションの好循環の形成等につなげていくよう配慮する。

## (2) 年次プランの作成とフォローアップ

研究拠点等の設置は、それ自体がゴールではなく、むしろ取組のスタートであり、今後、具体化を進める中で、地域間連携や政策間連携を図り、地方創生推進交付金等を活用しながら将来的な地域イノベーション等の実現を見越した体制・内容を拡充していくことが重要である。

このことを踏まえ、研究機関・研修機関等については、基本方針を決定した後、更に関係者間において検討を進め、平成28年度内に、それぞれの取組において、規模感を含めた具体的な展開を明確にした5年から10年程度の年次プランを関係者間で共同して作成する。また、地域イノベーションの進展等、今般の地方移転の取組について、政府において定期的に適切なフォローアップを行う。

なお、「まち・ひと・しごと創生総合戦略（2015改訂版）（平成27年12月24日閣議決定）」に盛り込まれた「今後の政府関係機関の新設に当たっては、真に東京圏内での立地が必要なものを除き、東京圏外での立地を原則とする。」ことについても、政府において適切にフォローアップを行う。

## II. 中央省庁の地方移転について

### 1. 基本方針

中央省庁（府県から中央省庁と一体として移転を提案されている独立行政法人を含む）の移転については、以下の基本的視点から検討を進め、別紙2のとおり成案を得た。今後、この基本方針に沿って取組を進め、その進展について適切なフォローアップを行うものとする。

#### (1) 地方創生の視点

地方移転が、移転先の地域を含め我が国の地方創生に資するかどうか。

#### (2) 国の機関としての機能確保の視点（注）

地方移転によって、機能の維持・向上が期待できるか。

- ① 地方移転によって、現在と同等以上の機能の発揮が期待できるか。
- ② 「なぜ、そこか」について、移転先以外を含めた理解が得られるか。
- ③ 危機管理等官邸をはじめ関係機関との連携や国会対応に支障が生じないか。
- ④ 当該機関の効率的な業務運営や国民に対する行政サービスの低下を招かないか。

#### (3) 移転費用等の視点

- ① 地方移転によって、過度な費用の増大や組織肥大化にならないか。

②地元の協力・受入体制が整っているか。

(注)「国の機関としての機能確保の視点」に関する検討について

中央省庁については、1.(2)の「国の機関としての機能確保の視点」から、以下のとおり業務内容に応じた検討を行った。

- ①「危機管理業務」、「外交関係業務」及び「国会対応業務」について
  - ・ 中央省庁は、内閣の統轄の下、国が果たすべき役割について、総合性、機動性を持ち、重点的かつ効率的に行政事務を遂行することが求められることから、官邸をはじめ関係省庁に近接した地域に立地しており、特に、「危機管理業務」や「外交関係業務」は、官邸からの指示を受け、迅速かつ密接に連携を図り業務を遂行することが強く求められる。
  - ・ また、行政権の行使に関し、国会に対して連帯して責任を負う内閣の下にある中央省庁の「国会対応業務」(議案の提出、答弁、説明等)は、我が国の憲法上の要請に基礎を置くものであり、国会運営に支障が生じることがないように十分な留意が必要である。
- ②「政策の企画・立案業務」について
  - ・ 法案作成等の「政策の企画・立案業務」については、政府全体の調整が必要とされる場合が多く、官邸、関係省庁から遠隔の地に所在する場合には、これらの業務の適切な遂行が困難となる場合があることに留意する必要がある一方、「施策・事業の執行業務」と密接不可分な部門については、執行部門に近い立地とすることが適当である。
- ③「施策・事業の執行業務」について
  - ・ 「施策・事業の執行業務」については、多くの省庁において地方支分部局等が担っているように、できる限り実施現場に近いところで実施されることが効果的・効率的である。したがって、地方創生の観点から、地方を対象とする「施策・事業の執行業務」、あるいは、執行業務と密接不可分な一定部門の「政策の企画・立案業務」については、地方移転を検討することは意義が大きい。また、既に地方支分部局等で事務を実施している場合は、この機能強化についてさらに進める必要があると考えられる。
  - ・ 上記の具体的な検討に当たっては、当該機関の効率的な業務運営や全国に所在する関係者に対する行政サービスの低下を招かないようにする必要がある。このため、
    - (ア)「なぜ、そこか」について、移転先以外を含めた理解が得られるかについて留意する必要がある。
    - (イ)ICT(テレビ会議等)活用による業務改善や地域の協力によって人材確保を含む機能確保が可能かどうかといった点について、実

地における検証を含め検討を行う必要がある。

(ウ) 移転費用等の視点から、地方の協力も得ながら、移転に伴うコストを極力低減することや拡充方向が出されているもの以外の組織の肥大化を避けるための工夫について積極的な検討が必要である。

(エ) 移転先となっている地元の協力・受入体制が整っているかについて、留意する必要がある。

## 2. 国の機関としての機能発揮の検証（社会実験）

今回の政府関係機関の地方移転の取組は地方からの提案を受ける形で実施したが、これとは別次元の取組として、民間でみられるような、ICT を活用したテレビ会議やテレワーク等を通じた業務実施の試みを更に進め、国家公務員全般にわたる従来の業務形態を見直すことは、地方で実施可能な業務範囲の拡大の可能性という地方創生の視点にとどまらず、国家組織のあり方や行政改革の視点から意義が大きいと考えられ、働き方改革にもつながるものである。

このため、地方創生の視点のみならず、国家組織のあり方や行政改革、働き方改革の視点に立って、国の機関における業務について、SNS の普及に見られるような ICT の進展を踏まえ、テレビ会議やテレワークその他最新の ICT 等も活用した実証実験に政府全体で取り組む。

こうした取組の先行的実施として、文化庁、消費者庁及び統計局においては、地元の協力・受入体制の意向を確認しつつ、テレビ会議などの ICT 活用等を通じ、機能発揮の可否や具体的な課題など地方移転のメリット・デメリットについて検証を行いながら検討を進める。この先行的実施の状況を見つつ、各省庁も参加して試行することとし、新しい時代にふさわしい国家組織のあり方や行政改革、働き方改革について検討し、成案を得る。

移転対象地域	対象機関	移転の概要	移転の内容
青森	(独)海洋研究開発機構(JAMSTEC)	海洋分野における人材育成等を図るため、海洋研究開発機構の連携拠点の設置	<p>平成27年9月に締結された八戸工業大学とJAMSTECの連携協定に基づいて同年10月に八戸工業大学内に開所された「JAMSTEC連携連絡室」について、八戸工業大学とJAMSTECの連携を強化し、その機能を拡充する。</p> <p>具体的には、平成28年度より、八戸工業大学内での海洋関連の研究開発及び産業振興に資する人材の育成を行うことを目的とした学科横断コース及び連携大学院の設置についての具体的な検討を行う。</p> <p>また、平成29年度以降に八戸工業大学内に学科横断コース(海洋学)を新設し、JAMSTECが講義の一部を受け持つ。</p> <p>さらに、地元企業・教育機関・金融機関・地元自治体などによる産学官金のネットワークにJAMSTECも参画する。そこで、共同研究・開発などの取り組みや、将来の海洋資源開発や海洋環境保全に関する研究開発促進の拠点構築に向けた県・市の検討にも参画する。</p>
宮城	(独)水産総合研究センター(水研センター)	地域拠点を生かした漁船漁業の経営安定に資する共同研究の展開	<p>気仙沼市において、全国の沖合・遠洋漁業の抱える諸問題の解決に向けた水研センター開発調査センターの研究開発の拠点に適した地域として、漁業現場のニーズを踏まえた研究が行われ、研究成果が漁業現場に十分フィードバックされるよう、まずは、平成28年度中に水研センター、宮城県、気仙沼市、地元漁業団体による研究・連携体制を検討し、漁獲物の鮮度保持・効率的流通、漁法開発など漁船漁業の経営安定に資する共同研究を実施する。</p>
秋田	(独)教員研修センター	言語活動指導者養成研修の実施	<p>教員研修センターが実施している研修のうち、提案のあった秋田県の教育センターなどにおいて全国の教員にとって参考となる先進校を有し、地元の学校でのフィールドワーク等を活用した研修を実施することが可能である「言語活動指導者養成研修」について、県と連携し、平成28年度から秋田県で研修を実施する。</p>

移転対象地域	対象機関	移転の概要	移転の内容
山形	(独)国立がん研究センター	がんのメタボローム研究分野の研究連携拠点の設置	<p>国立がん研究センター研究所のメタボローム研究分野の研究連携拠点を山形県鶴岡市へ設置し、がんの診断薬や解析技術等の開発に向けて、隣接する慶應義塾大学先端生命科学研究所のメタボロミクスを用いた高度解析技術を活用するなど、平成28年度以降、連携して研究を推進していくこととする。また、開発された診断薬や技術等を用いて事業化を進めていくことに向け、企業等の関係者と協同してベンチャー企業を設立することを含め、企業との連携を強化する。</p>
福島	—	イノベーション・コースト構想におけるロボットテストフィールド、国際産学連携拠点の設置	<p>福島・国際研究産業都市(イノベーション・コースト)構想の推進の核としてのロボットテストフィールド<sup>※</sup>及び国際産学官共同利用施設<sup>※</sup>の2拠点を福島県に形成するため、平成27年度内に施設全体の詳細計画を取りまとめ、平成28年度以降具体的な調整を行う。具体的な調整の方向性として、拠点の形成にあたり、経済産業省と福島県は緊密に連携して、両拠点の整備・運営を推進することとし、両拠点の整備は福島県が行い、運営は福島県が新たに設置する運営法人が行うものとする。</p> <p>経済産業省は、拠点の施設・設備・機器の整備費、運営法人の安定的な自立経営が可能となるまでの当分の間の運営費、大学、研究機関、企業等が行う拠点を活用した地域復興に資する実用化開発等に係る費用について必要な額の確保に努めるとともに、両拠点がロボット関連技術について世界最先端の研究開発、実証の拠点となるよう、福島県と連携し、経済産業省所管の国立研究開発法人をはじめとする関係機関等に人的支援を働きかけ、運営法人において必要となる高度人材の確保に取り組む。</p> <p>併せて、両拠点の利用が安定的に確保されるよう、経済産業省は、ロボット認証制度等に必要試験方法の研究開発や産学官関係者の入居、官公庁を始めとする利用の促進等を行う。</p> <p><sup>※</sup> ロボットテストフィールド: 各種ロボットの実証実験を行うテストフィールドや、実証結果の評価等を実施する施設。</p> <p><sup>※</sup> 国際産学官共同利用施設: 国内外研究機関による先端研究や、地元企業とのコーディネートや技術移転等を実施する施設。</p>
新潟	(独)医薬基盤・健康・栄養研究所	新潟大学地域医療教育センター・魚沼基幹病院との研究連携に向けた協議会の設置	<p>新潟大学を中心としたコホート研究の実績及び新潟県からの提案を踏まえ、国民の健康の保持・増進に貢献できるよう新潟大学地域医療教育センター・魚沼基幹病院との共同研究への検討について協議会を設け、連携の在り方について引き続き協議を行い平成28年度中に成案を得ることとする。</p>

移転対象地域	対象機関	移転の概要	移転の内容
富山	(独)教員研修センター	キャリア教育指導者養成研修の実施	教員研修センターが実施している研修のうち、提案のあった富山県の教育センターなどにおいて全国の教員にとって参考となる取組を有し、地元でのフィールドワーク等を活用した研修を実施することが可能である「キャリア教育指導者養成研修」について、県と連携し、平成28年度から富山県で研修を実施する。
富山	(独)医薬品医療機器総合機構	アジア医薬品・医療機器トレーニングセンター研修所の設置	独立行政法人医薬品医療機器総合機構の支部を設置し、同支部に設置されるアジア医薬品・医療機器トレーニングセンター研修所において、アジアの規制当局担当者に対し、GMP <sup>※</sup> 調査に関する研修を実施する。  <small>※ GMP (Good Manufacturing Practice): 医薬品及び医薬部外品の製造管理及び品質管理に関する基準。</small>
富山	国立医薬品食品衛生研究所	天然物医薬品分野での研究連携拠点の設置	国立医薬品食品衛生研究所が中心となって取り組んでいる、生薬エキス剤の規格に係る試験法の策定に関して、平成28年度を目途に富山県薬事研究所を研究連携拠点とし、共同研究・研究協力を実施する。
石川	(独)情報通信研究機構(NICT)	NICTと石川県による包括協定の締結を通じた、北陸StarBED技術センターの機能拡充	平成28年度内にNICTと石川県による包括協定を締結し、県内企業によるIoT (Internet of Things) を活用した新たな製品・サービスの開発等に向けた連携の促進を図る。具体的には、北陸StarBED技術センター <sup>※</sup> (石川県能美市)における連携窓口の設置等を通じ、NICTと石川県とが協力しながら、県内企業がNICTの研究者と連携できる体制を整備するとともに、同センターを活用しつつ、IoTを活用した県内企業の新たな製品・サービスに係る実証・評価試験や、石川県のサイバーセキュリティに係る人材育成への協力等を実施する。こうした取組を通じ、IoTを活用した県内企業の更なる競争力強化を目指す。  <small>※ 北陸StarBED技術センター: ソフトウェア実装レベルでの実験・検証を可能とするテストベッドであるStarBEDの開発や提供を行うNICTの拠点。</small>



移転対象地域	対象機関	移転の概要	移転の内容
石川	(独)産業技術総合研究所 (産総研)	炭素繊維分野をはじめとした県内企業との研究連携拠点の設置	平成28年度より、石川県の公設試(石川県金沢市)内に産総研の拠点(「産総研中部センター石川サイト」(仮称))を設置し、産総研職員(IC:イノベーションコーディネータ)を配置する。ICは、公設試や石川県産業創出支援機構(ISICO)と連携し、県内企業に対するシーズ・ニーズ調査やマッチングの拡大、技術的助言等を行い、炭素繊維分野をはじめ県内企業が高い技術ポテンシャルを有する産業分野における、具体的な共同研究開発案件の組成(及び研究成果の実用化・製品化)を図る。こうした取組を通じ、東海・北陸コンポジットハイウェイ構想の実現の加速化や、県内企業の更なる競争力強化を目指す。
石川	(独)国立美術館	東京国立近代美術館工芸館の移転	近代工芸分野等における国全体及び当該地域の文化振興や観光振興の視点等に留意し、石川県において現工芸館と同規模程度の施設を整備することを前提に、具体的な施設機能や時期等について、文部科学省、国立美術館及び石川県において、数年のうちに移転する方向で更なる検討を進め、平成28年8月を目途に一定の結論を得る。併せて移転までの間における国立美術館及び石川県が連携した取組等についても検討を進めることとする。
福井	(独)理化学研究所 (理研)	加速器を用いた生物照射の研究や利活用のため、理化学研究所仁科加速器研究センターの協力による育種研究連携拠点の設置	平成28年度から、若狭湾エネルギー研究センターと理化学研究所が、県内外の大学・研究機関と協力して育種関係の研究会や相談会を開催する。さらに将来、若狭湾エネルギー研究センターに西日本における育種研究連携拠点を設置する。 また、同年度から、若狭湾エネルギー研究センターと理化学研究所で、真菌類に対するイオンビーム照射研究などの共同研究を新たに開始するとともに、戦略的イノベーション創造プログラム(SIP <sup>※</sup> )において進められている「次世代農林水産業創造技術」での新たな育種体系の確立において、理化学研究所と若狭湾エネルギー研究センター及び福井県立大学が連携を強化する。  ※ SIP:総合科学技術・イノベーション会議(CSTI)が自らの司令塔機能を発揮して、府省の枠や旧来の分野の枠を超えたマネジメントに主導的な役割を果たすことを通じて、科学技術イノベーションを実現するためのプログラム。

移転対象地域	対象機関	移転の概要	移転の内容
福井	(独)水産総合研究センター (水研センター)	水産研究連携を推進するため、「海洋生物資源国際研究センター(仮称)」の新設への協力を実施	福井県において、県が平成30年度の設立にむけて平成28年度より立ち上げる「海洋生物資源国際研究センター(仮称)」の設立検討会へ参加・協力するほか、福井県水産試験場、福井県立大学、地元漁業者等と水研センターが協力して、水産養殖等の共同研究を実施する。
福井	(独)産業技術総合研究所 (産総研)	福井県の重点産業関連の研究連携拠点の設置	平成28年度より、福井県工業技術センター(福井県福井市)内に産総研の拠点(「産総研福井サイト」(仮称))を設置し、産総研で技術営業・ニーズ調査を担当する職員(IC:イノベーションコーディネータ)を配置する。また、県・産総研・新エネルギー・産業技術総合開発機構(NEDO)の三者で連携協定を締結する(平成28年3月末日途)。これらにより、まず福井県産業の技術シーズとニーズについて公設試と産総研で連携して調査を行うと同時に、ふくいオープンイノベーション推進機構等とも連携し、福井県内企業が技術ポテンシャルを有する分野における具体的な研究連携体制の構築を図る。将来的には県内の企業、大学、公設試等と産総研で連携し、福井県の重点産業の発展を目指す。
福井	(独)教員研修センター	小学校における外国語教育指導者養成研修の実施	教員研修センターが実施している研修のうち、提案のあった福井県の教育センターなどにおいて全国の教員にとって参考となる先進校を有し、地元の学校でのフィールドワーク等を活用した研修を実施することが可能である「小学校における外国語教育指導者養成研修」について、県と連携し、平成28年度以降、福井県で研修を実施する。
山梨	森林技術総合研修所	現地研修拠点の設置	山梨県と連携し、現在森林技術総合研修所の周辺森林で実施している現地研修の一部を山梨県内の森林で行うこととし、平成28年度より、森林土壌の調査等の実習について実施する。

移転対象地域	対象機関	移転の概要	移転の内容
長野	自衛隊体育学校	自衛隊体育学校の合宿の実施	自衛隊体育学校の国際級選手の競技力向上のため、長野県上田市の冷涼・高地である環境や設備を活かし、他の団体との合同合宿等も考えた、効果的な合宿を実施する。種目については、女子ラグビー・レスリング・近代五種・水泳・陸上を想定しており、時期等を調整し、平成28年度より実施予定。
岐阜	(独)宇宙航空研究開発機構 (JAXA)	宇宙教育活動における連携	速やかに岐阜県・各務原市とJAXAの間で連携協力協定を締結し、かみがはら航空宇宙科学博物館などを活用して岐阜県・各務原市が取り組む宇宙教育活動・宇宙教育プログラムにおいて、ロケットエンジン等の展示物提供や講師派遣などを通じてJAXAが積極的に連携する。
岐阜	森林技術総合研修所	現地連携研修の実施	岐阜県、美濃市、岐阜県立森林文化アカデミー等と連携し、森林・林業・木材利用分野に係る専修学校である岐阜県立森林文化アカデミーにおいて、研修の一部を移転し、新たに林業技術者育成のための教育の企画運営手法に関する先進的な取組についての研修を、平成28年度より実施する。
静岡	(独)水産総合研究センター (水研センター)	水産研究の連携拠点の設置	静岡市において、平成28年度に設立される静岡県、静岡市、東海大学、静岡商工会議所、国立研究開発法人海洋研究開発機構等をメンバーとする「海洋産業クラスター協議会」に水研センターが参画するとともに、平成28年度より、研究連携協定を締結の上、駿河湾における水産業を含む海洋生態系の研究、LNGを燃料とする漁船の開発等の共同研究を実施する。

移転対象地域	対象機関	移転の概要	移転の内容
愛知	(独)農業・食品産業技術総合研究機構 (農研機構)	花きに関する研究連携拠点の設置	愛知県、愛知県農業総合試験場(東三河農業研究所)、田原市と連携し、愛知県農業総合試験場(東三河農業研究所)や田原市内に研究課題に応じて設置する実証研究ほ場において、花きの新品種開発等の共同研究等を平成28年度より実施する。具体的には、キクの低コスト生産技術の開発と実証、カーネーション等のゲノム解析成果を活用した新品種開発の共同研究等を実施する。
愛知	(独)産業技術総合研究所 (産総研)	窒化ガリウム半導体研究連携拠点の設置	<p>平成28年度より、名古屋大学に産総研の研究連携拠点(「産総研・名古屋大学窒化物半導体先進デバイスオープンイノベーションラボラトリー」(仮称))を設置し、産総研・つくばにおける半導体分野の研究者や、産総研が現地で雇用する研究者やポスドク等が一体となった研究体制を構築し、革新的な基礎研究成果を有する名古屋大学、名城大学、関連企業等と共同研究を実施することで、世界最先端のGaN<sup>※</sup>研究を加速させ、GaNを材料とした次世代半導体の社会実装を目指す。愛知県は産学行政連携による研究開発プロジェクト等を通じ、本取組を支援する。</p> <p>※ GaN:窒化ガリウム。半導体材料として現在用いられている、Si(ケイ素)又はSiC(炭化ケイ素)に比して、原理的に高い性能を有している。青色発光ダイオード(LED)の実用化等により、次世代半導体の材料として高い期待がある。</p>
三重	(独)教員研修センター	外国人児童生徒等に対する日本語指導指導者養成研修の実施	教員研修センターが実施している研修のうち、提案のあった三重県の教育センターなどにおいて全国の教員にとって参考となる地域の実態に応じた取組をしている実践校を有し、地元の学校でのフィールドワーク等を活用した研修を実施することが可能である「外国人児童生徒等に対する日本語指導指導者養成研修」について、県と連携し、平成29年度から三重県で研修を実施する。

移転対象地域	対象機関	移転の概要	移転の内容
滋賀	(独)国立環境研究所	湖沼環境研究分野の研究連携拠点の設置	<p>国立環境研究所と滋賀県琵琶湖環境科学研究センターの研究者等が参画した共同研究の拠点として、国立環境研究所の湖沼環境研究分野の「分室(仮称)」を滋賀県琵琶湖環境科学研究センター内に設置する。このため、平成28年度に準備チームを両機関で発足させるとともに、共同研究に着手する。これによって、我が国の湖沼環境研究をリードする国立環境研究所と滋賀県琵琶湖環境科学研究センターとの連携強化を図るとともに、地元の大学・企業等を巻き込んだ湖沼環境研究の更なる発展と研究成果の活用・実用化を図る。</p>
京都	(独)情報通信研究機構(NICT)	京都府のスマートシティ構想実現に向けた、情報通信研究機構との研究連携体制の構築	<p>京都府におけるスマートシティ構想の一環として、けいはんな地区における公共交通を中心とした人・街・社会に優しい交通システムの実現を目指すため、京都府主導によりスマートモビリティワーキングチームを設置する。 NICTと京都府との間で締結されている包括協定に基づき、当該ワーキングチームにNICTが参画し、他の研究機関・企業と共にけいはんな地区におけるスマートシティ化の促進に寄与する。 また、スマートモビリティ以外の分野についても、けいはんな地区をはじめとする京都府のスマートシティ構想実現に向けた研究連携体制の検討を行う。</p>
京都	(独)理化学研究所(理研)	脳科学分野やAIに関する地域イノベーション創出のため、理化学研究所と地域の大学・企業等との共同研究の展開	<p>理研、地域の大学や企業等が連携を行うため、京都府の協力の下、公益財団法人京都産業21けいはんなオープンイノベーションセンター(KICK)が連携のための事務局機能を担う。 具体的には、理研、地域の大学や企業等の参画を得て、平成28年度より脳科学・AIに関する具体的な共同研究テーマの発掘・探索作業を行い、具体的なテーマを設定のうえ、順次、研究前段階のフェージビリティスタディーを実施する。 また、その進捗状況を踏まえ、脳科学・AI分野におけるさらなる共同研究テーマの発掘・探索作業や地域イノベーションの出口戦略の検討を行う。</p>

移転対象地域	対象機関	移転の概要	移転の内容
大阪	(独)医薬基盤・健康・栄養研究所	国立健康・栄養研究所(組織全体)の移転	国立健康・栄養研究所(東京都新宿区)の全部移転に向けて、移転の詳細や地元の受け入れ体制について、大阪府と厚生労働省・当該機関の間で調整を行い、平成28年度中を目途に成案を得ることとする。
兵庫	(独)理化学研究所(理研)	産学連携体制の強化のための連携拠点の設置	<p>理研関西地区の研究センターや神戸事業所研究支援部等が、地元自治体、関西地区の大学や企業との連携を推進するための「科学技術ハブ推進本部関西拠点(仮称)」を設置する(平成28年度中に設置予定)。</p> <p>これにより、リサーチコンプレックス推進プログラム<sup>※</sup>を円滑に進めるとともに、関西広域での産学連携、イノベーション創出を進める。</p> <p><sup>※</sup> リサーチコンプレックス推進プログラム: 地域に集積する産・学・官・金(金融機関)のプレイヤーが共同で将来実現される地域の姿と社会的価値を「ビジョン」として掲げ、国内外の異分野融合による最先端の研究開発、成果の事業化、人材育成を一体的かつ統合的に展開するため公募型プログラム((独)科学技術振興機構が推進する研究成果展開事業の一つ)。</p>
鳥取	(独)農業・食品産業技術総合研究機構(農研機構)	ナシ研究の連携拠点の設置	鳥取県、鳥取県園芸試験場等と連携し、鳥取県園芸試験場に、農研機構ナシ育種研究鳥取拠点(仮称)としてナシの育種ほ場等を設置し、新品種育成の共同研究を平成29年度より本格的に実施する。具体的には、平成28年度中に鳥取県園芸試験場内に本研究用のほ場及び研究室を整備し、平成29年度より、早生を主体とした黒星病抵抗性品種の開発に向けて、農研機構が交配した育種実生を本研究用のほ場(鳥取県園芸試験場)に植栽して、果実特性・栽培特性等を評価する。
鳥取	(独)高齢・障害・求職者雇用支援機構	職業能力開発総合大学校の調査・研究機能の一部移転	職業能力開発総合大学校の調査・研究機能のうち、航空機・医療機器・自動車分野の職業訓練に係る教材開発に関する機能を移転する。鳥取県の実施している企業研修への支援の取組み等を踏まえ、具体的な業務内容や連携手法について検討を進め、平成28年度中を目途に成案を得ることとする。

移転対象地域	対象機関	移転の概要	移転の内容
島根	(独)国際協力機構(JICA)	開発途上国の行政官等を対象とした青年研修等の研修機能の一部移転	開発途上国人材向けの技術研修または青年研修について、島根県海士町を実施拠点として、平成28年度以降、その一部を実施する。同町の地域振興・観光・教育に関する取り組みを生かした研修を海士町及びJICAが連携して企画し、6次産業化の取り組み、地域特産物の加工現場や、観光・地域教育に関する活動現場等、特徴のある内容を実施する。
島根	(独)農業・食品産業技術総合研究機構(農研機構)	畜産研究機能の強化のため、大田研究拠点の拡充	島根県、大田市、農研機構畜産草地研究所等と連携し、農研機構近畿中国四国農業研究センター大田研究拠点において、畜産分野の研究体制を強化し、平成28年度より低コストな肉用牛経営のための研究を一層推進する。具体的には、肉用牛の肥育期間の短縮や、水田里山の畜産利用等の研究を実施する。
岡山	森林技術総合研修所	現地連携研修の実施	岡山県、真庭市、真庭市周辺地域の林業・木材産業関係者等と連携し、岡山県真庭市において、新たな木材需要の拡大に資するCLT(直交集成板)や木質バイオマス等に関する取組についての研修を、平成28年度より実施する。
岡山	自衛隊体育学校	自衛隊体育学校の合宿の実施	自衛隊体育学校の国際級選手の競技力向上のため、岡山県美作市のスポーツ合宿地としての環境や施設を活かし、他の団体との合同合宿等も考えた、効果的な合宿を実施する。種目については、女子ラグビー・アーチェリー・水泳を想定しており、時期等を調整し、平成28年度より実施予定。
広島	(独)理化学研究所(理研)	広島大学が所有するイノベーションプラザを活用したライフサイエンス共同研究拠点の設置	広島大学イノベーションプラザにおいて、地元自治体と連携しつつ、理研及び中国・四国地方における複数の研究機関、企業等の参画を得て、細胞医療・細胞生物資源開発分野等における共同研究を推進するための拠点を設置する(平成29年度末までに設置予定)。これにより、広島を中心とした中国・四国地方での産学連携、イノベーション創出を進める。

移転対象地域	対象機関	移転の概要	移転の内容
山口	(独)宇宙航空研究開発機構 (JAXA)	防災分野等におけるリモートセンシング利用技術の研究、人材育成、国際連携、災害対応の強化のため、宇宙航空研究開発機構の衛星運用や利活用拠点の設置	<p>山口県、山口大学とJAXAの間で協定を平成28年度中に締結し、平成28年度中に西日本における連携拠点として、「JAXA西日本衛星リモートセンシング防災利用研究センター(仮称)」を設置するとともに、衛星画像データを実際の災害対応に利用するために、山口県防災会議の下に関係機関等で構成する協議会を、平成28年度中に設置する。</p> <p>「JAXA西日本衛星リモートセンシング防災利用研究センター(仮称)」には、衛星データの受信・解析に必要なサーバー等の機器類の設置、パラボラアンテナの移設等を行う。</p> <p>平成28年度以降、当面は、災害面での連携、衛星データの研究面での活用を進め、将来的には、国の危機管理の在り方や、リモートセンシングの利活用や産業集積などの地域波及効果の状況を踏まえ、他分野での活用や人材育成機能、国際連携の機能等について拡充を目指した検討を進める。</p>
山口	(独)水産総合研究センター (水研センター)	水産研究の連携拠点の設置	<p>水産大学校(平成28年度より水研センターと統合予定)において、山口県等との共同研究拠点(地域連携室)を設置するため、平成28年度より検討を開始し、平成29年度開設を目指す。この拠点を核に、山口県、下関市、県内研究機関、漁協、企業等と連携して、漁業経営、水産物高付加価値化等に関する共同研究を実施する。</p>
山口	防衛装備庁 艦艇装備研究所	艦艇装備研究所の機能拡充に合わせた補完的な研究拠点の設置	<p>防衛装備庁艦艇装備研究所がデュアルユース技術<sup>※</sup>を積極的に活用し、今後積極的に取り組んでいく先進的な研究分野(水中無人機など)に必要な試験評価施設(岩国海洋環境試験評価サテライト(仮称))について、岩国市への整備に関する検討を、防衛省、山口県、岩国市の3者を中心に進める。</p> <p>このため、協議の場を設置し、平成28年度より定期的な協議を行っていき、平成33年度以降の早い段階から順次運用することを目指す。</p> <p>※ デュアルユース技術:防衛にも応用可能な民生技術。</p>



移転対象地域	対象機関	移転の概要	移転の内容
香川	(独)農業・食品産業技術総合研究機構 (農研機構)	野菜研究機能の強化のため、四国研究センターの拡充	香川県と連携し、農研機構近畿中国四国農業研究センター四国研究センターにおいて、新たに環境保全型野菜生産技術に係る研究体制の構築及び第4期中長期目標期間中(平成28年度～32年度)の本格的な研究開始に向け、平成28年度中に内容の詳細を検討する。
愛媛	(独)海上技術安全研究所	造船技術力強化を図るための連携拠点の設置	地元における造船人材育成・確保の中核である「今治地域造船技術センター」を連携拠点とし、海上技術安全研究所が、愛媛県や今治市、地元造船所等の地元関係者との連携・協力を強化する。 具体的には、海上技術安全研究所が地元関係者と連携しつつ、「今治地域造船技術センター」における造船技術者・技能者に対する研修機能の拡充に協力するとともに、同研究所が地元において技術講演会を定期開催するなど地元造船業の技術力向上に寄与する。
高知	(独)海洋研究開発機構 (JAMSTEC)	海洋分野における地域イノベーションの創出等を図るため、海洋研究開発機構の連携拠点の機能拡充等	海洋・海底関連産業のクラスター化や海洋人材等育成フィールドの確立などを目指し、高知大学とJAMSTECが共同運営を行っている高知コアセンターのコア資源など高知県の海洋・海底分野のリソースを活用した連携を強化する。 その際には、高知県のイニシアティブの下で進められている産学官連携会議(平成23年5月設置)や産学官民連携センター(平成27年4月設置)などがつなぎ機能(リエゾン機能)を発揮し、JAMSTECをはじめとした関係者間の連携を強化する。 平成28年度より、JAMSTEC、高知大学等が連携した共同研究の発掘・具体化(海底コア微生物等)や、高知県でのアウトリーチ活動の拡充等の人材育成の具体的な方策の検討などを実施し、順次発展させる。

移転対象地域	対象機関	移転の概要	移転の内容
福岡(福岡市)	(独)理化学研究所(理研)	理化学研究所、九州大学、福岡市の三者による連携協定に基づく応用化学分野等における地域イノベーション創出に向けた連携拠点の設置	理化学研究所、九州大学及び福岡市の三者による「地方発イノベーション創出に向けた連携協定書」(平成27年3月30日)に基づいて、地元企業等の参画を得ながら、福岡県の支援も活用しつつ、イノベーション創出を進めるため、連携拠点を設置することを視野に検討を進める。 これにより、まずは九州大学大学院工学研究院、九州大学未来化学創造センターと福岡市が提唱する分子システムバレー構想の具体化に向けて、光学材料におけるエネルギー変換に関する共同研究等に着手するとともに、今後、幅広い分野において共同研究テーマを順次設定する。
福岡(久留米市)	(独)理化学研究所(理研)	福岡県におけるバイオ産業振興のため、理化学研究所と地域の大学・企業等との共同研究の展開	福岡県バイオ産業拠点推進会議を母体として、「理化学研究所との連携にかかる協議会」を、久留米市の協力の下、(株)久留米リサーチ・パークが主導する形で平成28年2月に設置し、協議を開始した。本協議会において、主として医薬・機能性食品等のバイオ分野において、理研、地域の大学及び企業等が参画する形で共同研究テーマの発掘・探索作業を行った上で共同研究を展開する。 これらの共同研究により得られた成果や発展性を踏まえて、久留米市をはじめとした福岡県におけるバイオ関連産業の更なる発展を目指す連携拠点等の新しい連携体制の在り方も模索する。
福岡	(独)産業技術総合研究所(産総研)	水素材料強度研究連携拠点の設置	平成28年度より、九州大学伊都キャンパスに産総研の研究連携拠点(「水素材料強度ラボ」(仮称))を設置し、同キャンパス内において産総研つくばセンターの水素分野の研究者が参画して研究を実施する。九州大学、産総研という日本の水素研究の2大拠点において、人的交流の促進等を通じた研究連携の強化を図り、相互に強みのある分野を発展させるべく、我が国最先端の水素材料強度研究に取り組む体制を強化する。
福岡	環境調査研修所	環境調査研修所の研修拠点の設置	北九州市内に環境調査研修所の研修拠点を設置し、平成28年度から国際環境研修等の一部を、環境先進都市北九州ならではの研修として実施する。その際、JICA九州や北九州市所有施設等を有効活用しつつ、地元独自の国際研修等との相乗効果の創出を図るなど、本機能移転を契機とする地元自治体等による地方創生の取組との連携を図る。

移転対象地域	対象機関	移転の概要	移転の内容
佐賀	(独)医薬基盤・健康・栄養研究所	薬用植物資源研究センター筑波研究部との研究連携に向けた協議	玄海町薬用植物栽培研究所で行っている薬用植物の栽培支援や薬草、薬木等の実証実験の研究等を含め、薬用植物資源研究センターとしても有効な研究連携や栽培支援について引き続き協議を行い平成28年度中に結論を得ることとする。
熊本	環境調査研修所	環境調査研修所の研修拠点の設置	水俣市内に環境調査研修所の研修拠点を設置し、平成28年度から環境研修の一部を、水俣ならではの研修として実施する。その際、研修所に置かれた環境省国立水俣病総合研究センターと一体となり、水俣市の施設(水俣病資料館、水俣環境アカデミア)等を有効活用しつつ、地元独自の情報発信や環境保全の取組等との相乗効果の創出を図るなど、本機能移転を契機とする地元自治体等による地方創生の取組との連携を図る。
大分	(独)国際交流基金	「日本語パートナーズ事業」に係る一部機能の移転による研修拠点の設置	<p>東南アジア地域との関係強化を目的とする「文化のWA」プロジェクトの中核となる「日本語パートナーズ事業<sup>※</sup>」に係る研修を、大分県別府市を実施拠点として、平成28年度以降実施する。アジア地域との交流に実績のある大分県、別府市及び立命館アジア太平洋大学等と連携することにより、効果的な研修の実施を図る。</p> <p>※ 日本語パートナーズ事業: ASEAN地域を中心に、現地日本語教師のアシスタントを派遣する事業。</p>

(この他、「政府関係機関の地方移転について」(平成27年6月30日 まち・ひと・しごと創生本部決定)に基づき、独立行政法人酒類総合研究所東京事務所(東京都北区)を、独立行政法人酒類総合研究所広島事務所(広島県東広島市)内に移転した。)

## 文化庁の移転について（京都府提案）

### （1）地方創生の視点

文化庁が京都府に移転することは、以下の理由により極めて意義が深い。①文化財が豊かで伝統的な文化が蓄積した京都に移転することにより、文化行政の企画立案の更なる強化や国際発信力の向上が期待できること、②京都に文化政策による求心力と発信力を持たせることにより、今後の我が国の観光振興の重要戦略の一つである文化財を活用した観光の強化推進が期待できること、③グローバル化の時代、政治・経済、マスメディアが東京に集中する中で、地方創生のためには、地方の多様な文化への誇りの確保とその活用が求められており、文化の多様性の確保が重要であることから、地方創生の視点からみて意義は大きい。

### （2）国の機関としての機能確保の視点

- ① 文化庁は施策・事業の執行業務が一定規模を占めており、しかも地方支分部局等の地方関係機関を有していない。これらの業務については、現場に近いところで実施する視点から、ICTの活用等による業務の効率性や他の地域からのアクセスも考慮しつつ、移転する方向で具体的に検討することが適当である。特に、京都及び関西に多数が集積している文化財関係業務については、地域の文化資源を活用した観光振興・地方創生など今後拡充が見込まれる業務を勘案すれば、移転の効果は大きいと考えられる。
- ② 政策の企画・立案業務については、移転する執行業務と密接不可分に行うことが効率的な業務の移転について、併せて検討することが適当である。
- ③ 文化庁は予算規模・人員とも文化財行政の比重が大きいだが、これ以外の文化行政についても、一体として実施することが効果的であるものは移転することが適切と考えられる。なお、移転する組織の範囲や東京の部局との連携の方法については、ICTの活用等による実証実験等を活用して、検討することが考えられる。

### （3）移転費用等の視点

文化庁の移転に伴う費用については、京都側が土地の提供や庁舎建設費用についての応分の負担をする意向が示されている。国としても、行革の観点を踏まえつつ、具体的な移転費用の検討や機能強化を図るため、今後、内閣官房及び関係省庁において具体的な協議を進めていく必要があると考えられる。

### （4）具体的な対応方向

文化庁については、以下のような方向で進める。

- 外交関係や国会対応の業務、政策の企画立案業務（関係省庁との調整等）の事務についても現在と同等以上の機能が発揮できることを前提とした上で、地方創生や文化財の活用など、文化庁に期待される新たな政策ニーズ等への対応を含め、文化庁の機能強化を図りつつ、全面的に移転する。このため、抜本的な組織見直し・東京での事務体制の構築や移転時期、移転費用・移転後の経常的経費への対応などを検討するための「文化庁移転協議会（仮称）」を文部科学省と内閣官房、関係省庁の協力の下、政府内に設置する。ICTの活用等による実証実験を行いつつ、8月末をめどに移転に係る組織体制等の概要をとりまとめ、年内をめどに具体的な内容を決定し、数年の内に京都に移転する。なお、文化関係独立行政法人は、上記と並行して、検討を進める。

注：文化関係独立行政法人とは（独）日本芸術文化振興会、（独）国立美術館、（独）国立文化財機構である。

## 消費者庁等の移転について（徳島県提案）

### （１）地方創生の視点

消費者庁等が徳島県に移転することは、徳島をはじめ近畿、西日本の地方創生に資するという点で一定の意義が認められる。その一方、移転によって消費者庁等が同等以上の機能を発揮できるか、行政サービスの低下を招かないか、「なぜ徳島か」について他の地域の理解が得られるかという視点からは、徳島県への移転による具体的なメリットについて明らかにする必要がある。

### （２）国の機関としての機能確保の視点

- ① 消費者庁は施策・事業の執行業務が一定規模を占めており、しかも固有の地方支分部局等の地方関係機関を有していない。これらの業務については、現場に近いところで実施する視点から、消費者安全業務や各省庁との調整を要する業務を含めすべての執行業務について、業務の効率性や他の地域からのアクセスも考慮しつつ、ICTの活用等を含めて機能の維持・向上の可否について今後検証を行い、移転について検討することが適当である。
- ② 政策の企画立案業務については、移転する執行業務と密接不可分に行うことが効率的な業務の移転について、併せて検討することが適当である。
- ③ 消費者庁は、食品等に関する危機管理業務や大臣庁として国会対応業務のほか、関係府省間における消費者行政の司令塔としての機能を期待されている。これらについても、上記の検証を踏まえ、検討することが適当である。
- ④ 消費者庁は、相当数の週五日勤務の非常勤職員も含め様々な専門的人材に支えられている。消費者行政の機能の維持・向上のため、徳島県において、必要となる専門的人材が確保可能か検討することが適当である。

### （３）移転費用等の視点

消費者庁等の移転に伴う費用については、仮に移転する場合の組織規模や人員を現時点では見通すことが困難であることから、移転の基本方向が定まった時点で関係者において協議検討する必要があると考えられる。

### （４）具体的な対応方向

- ① 消費者庁については、施策・事業の執行に関する業務（執行業務と密接不可分に行うことが効率的な一部の政策の企画立案業務を含む。）について、現在進められているICTの活用等による試行（地方移転のメリット、デメリット面について、東京にある場合との比較検証を行う。）等を行い、移転に向けて８月末までに結論を得ることを目指す。
- ② 消費者委員会及び（独）国民生活センターについては、上記の検証と並行して検証を行い、移転に向けて８月末までに結論を得ることを目指す。

## 総務省統計局の移転について（和歌山県提案）

### （１）地方創生の視点

和歌山県によれば、「和歌山大学においてデータサイエンティスト養成を強化する方針であり、統計局の移転により、これらの人材の育成・活用が図られ、関西におけるデータサイエンスの発展のほか、職員移住による人口増、衣食住の需要創出につながり、地域経済への好影響が期待でき、将来的には雇用者数の増加につながる。」とされている。一方、統計局の機能確保、他地域の理解という視点から、和歌山県への移転による具体的なメリットを明らかにする必要がある。

### （２）国の機関としての機能確保の視点

- ① 統計局は地方支分部局等を有していないが、統計調査の業務執行の多くは地方公共団体が担っている。また、本年４月には統計委員会が総務省に移管され、政府統計の中核機能を総務省に集約し、政府統計の精度向上に取り組むこととしており、その中で、統計局・統計研修所・（独）統計センターによる積極的な各府省の統計担当部門への支援が求められている。一方、統計は国民共有の財産であり、統計データ利活用の促進は、今後、地方公共団体等と連携して全国的に取り組む必要があり、国の機関としての機能確保という条件を満たせば、地方実施の選択肢となり得る。そこで、受入先の協力や体制整備を前提に、地方実施の具体的なメリット・デメリットを明らかにすべく、ICTの活用等を図りつつ、地域特性と統計行政のミッションとの相乗効果、機能確保の可否等について今後検証を行い、移転について検討することが適当である。
- ② 検討対象となる統計データ利活用の促進と密接不可分に行うことが効率的な企画立案業務については、政府統計の機能集約方針及び精度確保・向上の観点を踏まえつつ、併せて移転について検討することが適当である。

### （３）移転費用等の視点

統計局の移転に伴う費用については、仮に移転する場合の組織規模や人員を現時点では見通すことが困難であることから、移転の基本方向が定まった時点で関係者において協議検討する必要があると考えられる。

### （４）具体的な対応方向

- ① 統計局については、統計データ利活用に関する業務の地方実施について、受入先の協力や体制整備を前提に、ICTの活用等を図りつつ、地域のユーザー、研究者、データサイエンスに関する蓄積との連携、人材確保、利便性等について実証実験を行い、８月末までに結論を得ることを目指す。
- ② （独）統計センターは、上記の検証と並行して、受入先の協力や体制整備を前提に、統計データ利活用に関する業務についての検証を行い、８月末までに方向性を決定することを旨とする。

## 特許庁の移転について（大阪府、長野県提案）

### （１）地方創生の視点

特許庁は特許等の審査を行うとともに、外国との調整を図ること等を主たる任務とする機関である一方、関連独立行政法人である「(独)工業所有権情報・研修館」とともに、知的財産の保護・活用の推進を図る機関であり、大阪府又は長野県に移転することは、近畿や西日本又は長野県における知的財産の保護・活用の推進に資するという点で一定の意義が認められる。

### （２）国の機関としての機能確保の視点

- ① 特許庁は事業の執行業務がかなりの規模を占めている。ただし、審査業務（申請はほぼ全て電子申請であり、申請者との対面は殆どなく、特許申請の場所は問題とならない）を担う審査官は現在でも不足がちであり、その人員増強は極めて難しく、民間のサーチャーの支援も得ながら審査速度を確保している状況にある。また、審査部門のバックアップ体制の確保については、現状においても一定の取組（東京外でのバックアップデータの保管、西日本の「出願受付バックアップセンター」の設置等）がなされている。こうしたことから、特許庁の審査部門（一部を含めて）の地方移転は現状では困難であると考えられる。

一方、地域企業に対する知財に関する支援業務の充実を目指す観点からは、「(独)工業所有権情報・研修館」におけるワンストップサービス化等の推進を図るべきと考えられる。特に、近畿における特許出願件数の多さや事業所の集積度の高さなどから、大阪府において近畿の地方拠点を整備することは意義が大きい。

- ② 執行業務と密接不可分に行うことが効率的な政策の企画立案業務については、特許庁の執行部門が移転しないことから、今回の移転検討対象とはしない。

### （３）移転費用等の視点

特許庁については、「(独)工業所有権情報・研修館」の地方拠点の強化に要する費用等について、不必要なコスト増大等を招かないように、今後関係者において具体的な協議検討を進めていくことが考えられる。

### （４）具体的な対応方向

特許庁については、以下のような方向で進める。

- 「(独)工業所有権情報・研修館」の近畿地方におけるワンストップサービス化等の推進に向けた体制整備について、各府県における知財総合支援窓口を抜本的に底上げする近畿地方の統括拠点を整備する方向で、８月末までに具体的な結論を得る。

## 中小企業庁の移転について（大阪府提案）

### （１）地方創生の視点

中小企業庁が大阪府に移転することは、大阪をはじめ近畿や西日本における中小企業行政の推進に資するという点で、一定の意義が認められる。

### （２）国の機関としての機能確保の視点

① 中小企業庁においては、地方関連の執行業務は地方支分部局である経産局において実施されている。一方で、本庁においては、他省庁が所掌する業界を横断し、全国視点での中小企業政策の企画立案業務を主に行っているが、こうした業務については、地方移転を行った場合、機能の維持・向上が期待できないものと考えられる。このため、地方創生に資する地方関連の執行業務の推進の観点からは、経産局のワンストップサービス化等の推進に向けた機能強化を図るべきと考えられる。

② 政策の企画立案業務については、中小企業庁の執行業務を担う組織が移転しないことから、今回の移転検討対象とはしない。

### （３）移転費用等の視点

中小企業庁については、地方支分部局である近畿経済産業局の地方拠点としての強化に要する費用等について、不必要なコスト増大等を招かないように、今後関係者において具体的な検討を進めていくことが考えられる。

### （４）具体的な対応方向

中小企業庁については、以下のような方向で進める。

○ 近畿経済産業局でのワンストップサービス化等の推進に向けた体制の充実・強化について、地域中小企業の実態把握機能を抜本的に強化するための体制を整備する方向で、８月末までに具体的な結論を得る。



## 観光庁の移転について（北海道、兵庫県提案）

### （１）地方創生の視点

観光庁が兵庫県に移転することや北海道において地方運輸局における観光行政機能の拡充を図ることは、近畿又は北海道を中心とした観光行政の推進に資するという点で、一定の意義が認められる。

### （２）国の機関としての機能確保の視点

- ① 観光行政において、地方関連の業務は地方支分部局である地方運輸局を中心に実施されている。一方で、観光庁本庁においては、観光行政における政府全体の司令塔として、全国視点での観光政策の企画立案業務を主に行っているが、こうした業務については、地方移転を行った場合、機能の維持・向上が期待できないものと考えられる。このため、地方創生に資する地方関連の業務の推進の観点からは、地方運輸局のワンストップサービス化の推進に向けた機能強化を図るべきと考えられる。
- ② 政策の企画立案業務については、観光庁の執行業務を担う組織が移転しないことから、今回の移転検討対象とはしない。

### （３）移転費用等の視点

観光庁については、地方支分部局である地方運輸局の地方拠点としての強化に要する費用等について、不必要なコスト増大等を招かないように、今後関係者において具体的な検討を進めていくことが考えられる。

### （４）具体的な対応方向

観光庁については、以下のような方向で進める。

- 地方運輸局においては、新たに関係省庁の地方支分部局をメンバーとする「観光立国地方ブロック戦略会議」（仮称）を設置・運営して連携を強化し、各省庁に跨る課題であっても迅速に解決を図る等、地域における観光行政のワンストップサービス化を推進することとし、そのために必要な機能の拡充・強化のための体制を整備する方向で、8月末までに具体的な結論を得る。

## 気象庁の移転について（三重県提案）

### （１）地方創生の視点

三重県によれば、「気象庁が三重県に移転することは、気象状況・防災対策に関する研究の充実等が期待できる。」とされている。その一方、気象庁の機能確保という視点からは、三重県への移転による具体的なメリットが定かではない。

### （２）国の機関としての機能確保の視点

気象庁は事業の執行業務がほとんどであるが、これらの業務は大規模な自然災害発生時における政府としての危機管理体制の実施に不可欠なものである等、危機管理に係る事務である。また、地域における気象状況の把握、防災対策の支援については、地方気象台が主として担っている。こうしたことから、気象庁の移転については検討対象外とすることが適当である。

なお、必要に応じ、三重県と協議し、津地方気象台における防災支援等の機能の充実強化について検討をすることが考えられる。

### （３）移転費用等の視点

津地方気象台における防災支援等の機能の充実強化については、三重大学等と連携し、どのような形で unnecessary コスト増大等を招くことがない形で行っていくことが適当か、今後関係者において具体的な検討を進めていくことが考えられる。

### （４）具体的な対応方向

気象庁については、以下のような方向で進める。

- 津地方気象台における防災支援等の機能の充実強化について、三重県やみえ防災・減災センター、その他地域の関係機関と協議し、三重県の防災人材育成や住民に対する安全知識の普及啓発の推進等について、８月末までに具体的な結論を得る。